

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 14 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330014

研究課題名（和文） イギリスにおける実効的で効率的な「行政的正義」実現に向けた構造転換に関する研究

研究課題名（英文） Structural Transformation toward the Effective and Efficient Administrative Justice in Britain

研究代表者

榊原 秀訓（SAKAKIBARA HIDENORI）

南山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：00196065

研究成果の概要（和文）：イギリスにおける行政的正義は、広義では、司法審査、他の行政救済手段と第一次決定を含む。従来、司法審査と他の行政的正義の関係は、「監視モデル」であったが、それは、「管轄重複モデル」へと移行してきている。司法審査の請求は、ロンドンのみならず、他の地域においても可能となり、アクセス向上の反面、裁判所や弁護士（ソリシタ）側の専門性の欠如に関心が集まっている。司法審査自体も、判決前の調停や裁判以外での解決が増えている。また、2007年法によって、統一的な二層制の審判所制度が誕生し、特に第二層の上級審判所は、裁判所がその専門性を尊重して介入を限定してきている。審判所の手続は、当事者主義的なものからより職権主義的なものとなり、裁判所よりもオンブズマンの手続により類似したものとなっている。さらに、行政的正義及び審判所審議会の廃止が決定され、行政的正義の将来の監視のあり方が議論されてきた。行政的正義のあり方として、「比例的紛争解決」の考えが、第一次決定への関心を集めている。

研究成果の概要（英文）：Administrative justice in Britain includes judicial review, other administrative redress and initial decision-making in a broad sense. Although the relation between judicial review and other administrative justice was formerly based on the supervisory model, it shifts to the overlapping jurisdictions model. While it becomes possible to make application for judicial review not only in London but also in other areas to make access to justice easy, attention has been made to the lack of the expertise of courts and solicitors. Also mediation and other solutions out of courts have been increasing. Moreover, the unified two-tier tribunal system has been by created by 2007 Act. The courts have shown deference to the Upper Tribunals' expertise and limited their intervention. As the procedure of tribunals becomes inquisitorial rather than adversarial, it becomes similar to that of the ombudsmen rather than the courts. Furthermore, because the abolition of administrative justice and tribunals council is decided, the future oversight of administrative justice has been argued. As the role of administrative justice, the idea of Proportionate Dispute Resolution has attracted interest in initial decision-making.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
2011年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2012年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
年度			
年度			
総計	13,700,000	4,110,000	17,810,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政法学、行政的正義、行政救済、市民参加、行政審判所、オンブズマン、環境的正義、都市計画

1. 研究開始当初の背景

(1) 1998年人権法と「行政的正義」

現在、イギリスにおいては、「行政的正義」と表現される行政手続・行政救済システム全般について改革が進行し、従来の構造が大きく転換しようとしている。その改革の第一の要因は、1998年「人権法 (Human Rights Act)」の影響である。イギリスでは、1998年にヨーロッパ人権条約を国内裁判所の審査基準として用いることを規定する「人権法」が制定され、これにより、実効的な権利保護・権利救済や公平独立な審判機関の必要性が強く意識され、改革が進められてきた。例えば、組織的には、大法官とそれに結びつく大法官府の改革が行われ、現在では司法省となり、また、貴族院に位置した最高裁判所も、2005年憲法改革法 (Constitutional Reform Act) により、独立した裁判所として2009年10月に活動を開始し、同法によって裁判官や審判所委員の選考を担当する裁判官選考委員会 (Judicial Appointments Commission) が設けられた。審判所も2007年法により、統一的な二層制の審判所制度へと改革がなされ、現在も個別の審判所が統合されている過程の途中にある。さらに、行政的正義を監視する組織として、従来の審判所審議会を改組して、「行政的正義及び審判所審議会 (Administrative Justice and Tribunals Council)」が設置された。人権法は裁判所や審判所の組織面にとどまらず、司法審査の審査基準に対しても影響を与え、コモン・ローに基づく伝統的なイギリスの裁判所における審査基準よりも厳格であると考えられるヨーロッパ人権裁判所が用いる審査基準の採用へとつながっている。他方、司法審査は人権保障機能を強めるだけではなく、公益訴訟化することによって行政統制機能も強め、手続面においても、原告適格を緩和し、第三者の訴訟参加を緩やかに認め、公益訴訟に対する法律扶助も行われてきた。また、審問においても「公平独立な審判」の必要性が議論され、さらに、オンブズマンに関しても特定の社会的権利の救済においては、実質的にはオンブズマンが人権保障のための実質的な審判組織になっているといった指摘もなされてきた。

(2) NPM・PPP手法に基づく行政効率化・行政民間化と「行政的正義」

行政的正義が構造転換している第二の要因は、1990年代から進行するNPM・PPP

P手法に基づく行政効率化・行政民間化の行政的正義への影響である。これは二つの側面を有している。一つ目の側面は、行政的正義の制度自身の効率化が要請されるということである。行政的正義の改革が行われる場合にも、従来以上のコストがかかることはなかなか認められなくなってきた。例えば、審判所改革について、1990年代の初期においては、単純に効率化が重視され、社会保障領域における審判所において、合議制から独任制を原則とするといった改革がなされてきた。しかし、1998年人権法制定以降は、実効的な権利保障とともに効率性の改善が求められてきた。「比例的紛争解決 (Proportionate Dispute Resolution)」は、その象徴的なキーワードであるが、これは、新たな制度創設・制度運用を含めて、行政的正義の単純な司法化や効率化とは一線を画そうとするものであった。さきに触れた統一的審判所が実現した理由もそれが独立性確保とともに、効率性を改善するといった見込みがあったからである。比例的紛争解決の考えの影響も受け、より簡易な権利救済制度である苦情処理制度や、それを通じた権利救済である補償についても関心が向けられてきた。もう一つの側面は、行政民間化が進行するにともない、民間組織に委ねられた行政に対してどのような行政手続・行政救済を整備し、対応するかが大きな課題となってきたことである。例えば、司法審査における対象機関や人権法の適用対象機関をどのように考えるといった議論が展開されてきている。本研究とほぼ同様の研究代表者・研究分担者による先の科研 (科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) (一般) 「イギリスにおける行政サービス提供主体の多様化と行政法の変容に関する研究」) では、この点が一つの検討課題であり、本研究はその研究を一層進めるといった面も有している。

2. 研究の目的

(1) イギリス行政法研究

本研究の最大の特徴は、研究代表者・研究分担者が2004年10月から継続的に活動を行っているイギリス行政法研究会のメンバーであることである。わが国において、比較法的にイギリス行政法を研究対象としている研究者の数は多くはなく、本研究会は、おおむね50歳以下の研究者の9割程度をカバーしていると思われ、イギリス行政法についての知識・情報・研究成果を共有している最大

のグループである。研究代表者・分担者は、それぞれが特定の分野において一定の研究成果を蓄積しており、また、そのほとんどは、イギリスにおける在学研究（留学）またはイギリスにおけるヒアリング調査の経験を有していることから、文献調査のみならず、イギリスでのヒアリング調査を通して、研究のために必要である情報を適宜に収集し、関連分野からのアドバイスを得ることが可能である。研究代表者・分担者のそれぞれが自らの研究を進めつつ、各分野の動向を総合的に検討することによって、「行政的正義」の構造転換を専門的・統一的に検討することが可能になる。

（2）構造転換するイギリスモデルの「行政的正義」研究の意義

既に述べてきたように、実効的で効率的な行政手続・救済システムの構築を目指して、制度的・理論的に、「行政的正義」の構造転換がなされようとしてきている。従来、イギリスモデルの行政手続・行政救済制度は、わが国のモデルとは相当に異質であると考えられ、裁量統制論などの限定されたテーマについてののみ共通理解が可能であるかのような取扱いがされてきた。しかしながら、現在のわが国においては、政治・行政の多くの分野においてイギリスモデルの改革が進行している。行政効率化・行政民間化のための方策はその典型であるが、それに伴って検討が必要なはずの行政手続・救済システムの改革は遅れている状況である。他方、イギリスにおいては、先に述べたように、1998年人権法制定以降、ヨーロッパモデルを意識しつつ、効率性だけでなく、権利保護・権利救済の実効性を意識して、行政手続・救済システムの構築が進行していると考えられる。したがって、わが国の制度とイギリスの制度はかなり接近した問題意識の下に改革が進められている。このように、本研究は、従来のイギリス法の理解を深化させるだけでなく、現在のわが国においても必要な検討課題に取り組むものとなっており、イギリスにおける構造転換を明らかにすることを通して、わが国の行政法学の発展にも寄与することを目指している。

3. 研究方法

（1）2010年度

2010年6月に研究分担者2名がイギリスで資料収集とヒアリング調査を行った。その後、8月1日の行政法研究フォーラムの前日に簡単に打合せを行い、今後の研究会や調査等の日程を調整した。9月の研究会では、イギリス調査の結果について質疑応答を行い、分担者の研究内容について意見交換した。また、10月の公法学会の際には、イギリス憲法研究会と合同で研究会を行い、1998年人権法について討論を行った。年度末の3月の研究

会では、イギリスの医療行政・環境行政領域における情報や参加にかかわる問題、また、わが国やイギリスにおける地方議会や住民参加の新しい手法に関する現状を確認し、議論を行った。以上の調査や研究会を通して、わが国との比較でイギリスの「行政的正義」の現状を確認した。まず、司法制度改革としての最高裁や審判所の改革は、現在も進行中であり、また、1998年の人権法により、不適合宣言がなされない場合のヨーロッパ人権条約に適合した判断も積極的意義を有しており、行政に大きな影響を与えている。行政救済（司法審査）においても、裁量統制についての判例が蓄積し、活発な議論が継続してなされている。さらに、情報公開について、2000年に成立した情報公開法のみならず、環境行政領域における個別法は、極めて重要な役割を果たしてきている。他方、保守党と自由民主党の連立政権により、行政的正義にかかわる幾つかの政策の見直しが提案されており、その見直し提案の内容や実現の程度について今後フォローすることの重要性を確認した。例えば、わが国においては「議会内閣制」として注目を集めている地方統治構造改革は、イギリスの文脈では、行政統制のための議会改革に焦点が当てられているが、この制度にも一定の修正がなされようとしており、わが国の改革を考える上でも、制度改革を含めた検討が必要となっている。

（2）2011年度

例年、夏合宿の研究会を開催していたが、2011年度は、科研費の支給が明確ではなかったため、結果として研究会開催を見送ることになった。ただし、8月の行政法研究フォーラムの開催にあわせて、研究会と打ち合わせを行った。また、10月の公法学会開催にあわせて、イギリス憲法研究会と合同で研究会を開催し、英米諸国における「市民陪審」という参加制度を中心に議論を行った。秋から3月はじめにかけては、代表者・分担者の5名がそれぞれ一週間程度のイギリス調査を行い、コミュニティ・地方政府省等へのヒアリング、オンブズマンに関する会議や市民団体であるパブリック・ロー・プロジェクト

（Public Law Project）の行政救済に関する会議などに参加し、意見交換を行った。さらに、最高裁、高等法院、審判所、地方政府（自治体）の計画委員会などにおいて実際の審理を傍聴し、わが国との審理方式の相違、イギリスの司法改革前後における審理方式の相違等を確認した。年度末の3月には、まとめの研究会を行い、イギリスでの調査や文献研究において得た成果をそれぞれが報告し、情報を共有した。例えば、司法審査に関して、イギリスやオーストラリアなどにおいて、官僚の行動への影響に焦点を当てた「規制的アプローチ」に関心が集まり、また、そのよう

なアプローチに関連して、上述したパブリック・ロー・プロジェクトにより、司法審査と同時に活用される裁判外紛争処理に関する実態調査が行われ、今後判決の影響に関する実態調査が行われようとしていることを確認した。また、審判所に関しては、手続の司法化が進み、裁判所と同様に審判所における法律扶助が議論になり、裁判所事務組織と審判所事務組織が統合され、「行政的正義及び審判所審議会」を廃止する法案が可決され、その後の監視のあり方に関心が向けられている状況を議論した。さらに、苦情処理にかかわって、法改革委員会が行政的正義の改革をテーマにして、特にオンブズマン制度の改革を提案していることから、それ以前のオンブズマン改革やわが国の自治体におけるオンブズマンと比較しつつ、現在のイギリスにおける改革の力点を分析した。

(3) 2012年度

2012年4月にイギリス憲法研究会が中心になって、ロンドン大学キングスカレッジのユーイング教授を迎えて開催された日英の憲法に関する研究会に協力し、その機会に、本科研独自で、わが国の憲法・政治学の研究者に報告を依頼した研究会を行った。また、例年と同様に、7月末の行政法研究フォーラムの開催にあわせて、研究会と打ち合わせを行い、10月の公法学会開催にあわせて、イギリス憲法研究会と合同で研究会を開催した。秋以降は、イギリス調査に力点を置いた。10月のパブリック・ロー・プロジェクトによる司法審査に関する会議に、研究代表者と研究分担者3名の計4名が出席すると同時に、市民団体等にヒアリング調査を行った。その後も、研究分担者が個別に、ヒアリング調査や文献調査を行った。さらに、12月には、最終的な研究会として、合宿でまとめの研究会を行い、研究成果をそれぞれが報告し、各自が分担したテーマに関する原稿を年度末に提出した。内容的には、まず、裁判所制度に関して、2005年の憲法改革法の見直しが行われ、また、行政裁判所がロンドン以外にも設置されたことが司法審査に影響を与え、2012年末には司法審査制度に関して改革提案がなされ、外部からの意見聴取が進められていることから、これらの内容を確認し、検討を行った。司法審査を除く行政救済制度をみるとまた、2007年法による審判所改革以降、統一的審判所制度の管轄や権限が拡大する一方で、「行政的正義及び審議会審議会」の廃止が、政令草案(draft Order)の段階にまで達しており、依然として、継続している廃止の是非や廃止された場合の行政的正義の監視のあり方に注目した。さらに、国会オンブズマンに関しては、従来から問題となってきた議員を通じた間接アクセスに関する議論をフォローした。環境領域では、行政的正

義と同様に環境的正義が語られ、環境領域や都市計画領域における情報公開や市民参加の新たな展開状況を分析した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

イギリスにおける「行政的正義」は、広義では、司法審査、他の行政救済手段、第一次決定の手続を含む。従来、司法審査と他の行政的正義の関係は、裁判所が司法審査によって他の行政的正義を監視する「監視モデル」であったが、現在、それは、司法審査と他の行政的正義を並列に扱い、両者の重複を想定する「管轄重複モデル」へと移行してきている。司法審査に関しては、司法審査の請求は、ロンドンのみならず、他の地域においても可能となり、アクセス向上という積極的評価の反面、裁判所や弁護士側の専門性の欠如などに関心が集まっている。司法審査自体も、判決前の調停(Mediation)や裁判以外での解決が増えている。また、2007年法によって、統一的な二層制の審判所制度が誕生し、特に第二層の上級審判所は、司法化(judicialization)が進み、「記録裁判所」となり、裁判所がその専門性を尊重して、介入を限定してきている。審判所の手続は、当事者主義からより職権主義的なものとなり、また、省庁側職員の出席も低下して、裁判所よりもオンブズマンの手続により類似したものとなっている。さらに、裁判所と審判所の事務部門は統一され、2007年法で設置された「行政的正義及び審議会審議会」の廃止が決定され、行政的正義の将来の監視のあり方が議論となってきた。行政的正義のあり方として、「比例的紛争解決」の考えにより、事後救済からの転換があり、一次決定への関心を集めている。

(2) 成果の位置付け・インパクトと今後の展望

本研究は、伝統的なモデルや考えから、実効性や効率性を重視して構造転換がなされつつあるイギリスの「行政的正義」に関して、制度改革の状況やその背景にある考え方を明らかにしてきた。行政救済制度や行政手続法に関するいっそうの見直しが必要であるわが国にとっても、重要な視点や示唆を提供するものであった。そこで、先の科研の成果を本として出版したように、本科研においても、2013年度に科研などの出版助成に申請し、2014年度に本科研の研究成果を本として出版することにしている。また、今後は、学会等において成果を公表し、さらに、研究分担者として、イギリス行政法研究者だけではなく、イギリス憲法研究者などにも加ってもらい、本科研のテーマを発展させる形で、研究を行っていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 46 件)

- ① 山本寛英 「イギリス都市計画法における計画許可の裁量性とその実質的統制 (三) —『関連考慮事項』の機能分析を通して」自治研究 89 巻 4 号、2013 年、pp.80—97、査読有
- ② 山本寛英 「イギリス都市計画法における計画許可の裁量性とその実質的統制 (二) —『関連考慮事項』の機能分析を通して」自治研究 89 巻 3 号、2013 年、pp.119—137、査読有
- ③ 山本寛英 「イギリス都市計画法における計画許可の裁量性とその実質的統制 (一) —『関連考慮事項』の機能分析を通して」自治研究 89 巻 2 号、2013 年、pp.122—141、査読有
- ④ 伊藤治彦 「2007 年審判所、裁判所及び執行法におけるイギリスの審判所改革」岡山商科大学法学論集 21 号、2013 年、pp.1—20、査読無
- ⑤ 田中孝和 「イギリスにおける議会オンブズマンの間接アクセスに関する問題点」姫路法学 54 号、2013 年、pp.1—56、査読無
- ⑥ 長内祐樹 「イギリスにおける自治体外部監査の制度的特徴」地方自治叢書 24 号、2012 年、pp.79—110、査読無
- ⑦ 林晃大 「イギリスにおける環境許可制度と市民参加」近畿大学法学 60 巻 1 号、2012 年、pp.1—56、査読無
- ⑧ 榊原秀訓 「『市民陪審』開催における諸側面の具体例について」南山法学 35 巻 2 号、2012 年、pp.137—153、査読無
- ⑨ 深澤龍一郎 「行政基準」法学教室 373 号、2011 年、pp.17—22、査読無
- ⑩ 洞澤秀雄 「抗告訴訟の変容と取消訴訟の処分性」法学教室 373 号、2011 年、pp.17—22、査読無
- ⑪ 長内祐樹 「自治体に対する外部監査制度の法と仕組み—英国におけるオーデイターによる自治体外部監査制度」金沢法学 54 巻 1 号、2011 年、pp.19—76、査読無
- ⑫ 友岡史仁 「個人情報保護に係る目的外利用等をめぐる課題」季報情報公開・個人情報保護 40 号、2011 年、pp.2—13、査読無
- ⑬ 田中孝和 「イギリス行政法における権限の代行についての覚書」姫路法学 51 号、2011 年、pp.51—88、査読無
- ⑭ 榊原秀訓 「議会外の行政統制」公法研究 72 号、2010 年、pp.188—199、査読無
- ⑮ 榊原秀訓 「日本における抗告訴訟の処分性の動向—裁判所の処分性拡張路線と新司法試験」西江法学 (韓国) 12 巻 1 号、2010 年、pp.41—72、査読無
- ⑯ 深澤龍一郎 「裁量統制の法理の展開」法律時報 82 巻 8 号、2010 年、pp.32—37、査読無
- ⑰ 林晃大 「イギリスにおける環境情報開示と 2004 年環境情報規則」近畿大学法学 58 巻 2・3 号、2010 年、pp.481—583、査読無
- ⑱ 洞澤秀雄 「道路空間の活用と都市計画との連携に関する法的課題」IATSS Review 35 巻 2 号、2010 年、pp.83—89、査読有
- ⑲ 友岡史仁 「地方公共団体における情報公開及び個人情報保護に見る共通の制度課題」季報情報公開・個人情報保護 38 号、2010 年、pp.2—16、査読無
- ⑳ 上田健介 「イギリスにおける選挙制度と政党」比較憲法学研究 22 号、2010 年、pp.35—62、査読無

[学会発表] (計 6 件)

- ① 洞澤秀雄 「基盤施設の整備・管理と法」土地法研究会、2013 年 1 月 11 日、土地総合研究所 (東京都)
- ② 榊原秀訓 「議会改革・議会内閣制・ボランティア議会と住民の役割」日本地方自治学会、2011 年 11 月 13 日、會津稽古堂 (福島県)
- ③ 長内祐樹 「イギリスにおける自治体の財務会計行為に対する法的統制—いわゆるオーデイターによる外部監査制度について」日本地方自治学会、2010 年 11 月 14 日、香川大学 (香川県)
- ④ 友岡史仁 「英国における放射性廃棄物の地層処分に関する新展開」日本エネルギー法研究所・原子力行政に係る法的問題研究班、2010 年 8 月 3 日、日本エネルギー法研究所 (東京都)

[図書] (計 19 件)

- ① 上田健介 「イギリスにおける裁判官の弾劾と規律」小谷順子=新井誠=山本龍彦=葛西まゆこ=大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法』、尚学社、2013 年、pp.303—314
- ② 洞澤秀雄 「取消訴訟」、「環境訴訟」大浜啓吉編『自治体訴訟』、早稲田大学出版会、2013 年、pp.32—47, 235—250
- ③ 榊原秀訓 「行政裁量の『社会観念審査』の審査密度と透明性の向上」紙野健二=白藤博行=本多滝夫編『行政法の原理と展開』、法律文化社、2012 年、pp.117—138
- ④ 榊原秀訓 「『自治体ポピュリズム』を超える自治体民主主義」、浦田一郎=白藤博行

- 編著『橋下ポピュリズムと民主主義』、自治体研究社、2012年、pp.43—66
- ⑤ 友岡史仁『ネットワーク産業の規制とその法理』、三和書籍、2012年、pp.1—385
- ⑥ 上田健介「議院の議事運営に対する内閣の関与について」曾我部真裕＝赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開（上巻）』、信山社、2012年、pp.551—582
- ⑦ 榊原秀訓「市民陪審—証言者からのヒアリングと討議」篠原一編『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』、岩波書店、2012年、pp.81—98
- ⑧ 深澤龍一郎「行政法への『規制的』アプローチについて—行政争訟制度を分析するもう一つの視点」水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会編『行政と国民の権利』、法律文化社、2011年、pp.37—51
- ⑨ 榊原秀訓「イギリスにおける国家公務員の政治的活動の自由」晴山一穂ほか『欧米諸国の「公務員の政治活動の自由」—その比較法的研究』、日本評論社、2011年、pp.63—93
- ⑩ 榊原秀訓「第Ⅱ部行政組織」、「第Ⅵ部行政救済法（2）—国家補償」市橋克哉ほか『アクチュアル行政法』、法律文化社、2010年、pp.39—59,271—318

6. 研究組織

(1) 研究代表者

榊原 秀訓 (SAKAKIBARA HIDENORI)
南山大学・法務研究科・教授
研究者番号：00196065

(2) 研究分担者

深澤 龍一郎 (FUKASAWA RYUICHIRO)
京都大学・法学研究科・准教授
研究者番号：50362546

大田 直史 (OHTA NAOFUMI)
龍谷大学・政策学部・教授
研究者番号：20223836

林 晃大 (HAYASHI AKITOMO)
近畿大学・法学部・講師
研究者番号：80548800

庄村 勇人 (SHOMURA HAYATO)
名城大学・法務研究科・准教授
研究者番号：80387589

上田 健介 (UEDA KENSUKE)
近畿大学・法学研究科・教授
研究者番号：60341046

伊藤 治彦 (ITOH HARUHIKO)
岡山商科大学・法学部・教授
研究者番号：80176354

萩原 聡央 (HAGIHARA AKIHISA)
名古屋経済大学・法学部・准教授
研究者番号：80410835

洞澤 秀雄 (HORASAWA HIDEO)
南山大学・法学部・准教授
研究者番号：60382462

友岡 史仁 (TOMOOKA FUMITO)
日本大学・法学部・准教授
研究者番号：00366535

和泉田 保一 (IZUMIDA YASUICHI)
山形大学・人文学部・准教授
研究者番号：60451655

山本 寛英 (YAMAMOTO HIROTSUNE)
北海道大学・情報法政策学センター・
研究員
研究者番号：90548166

田中 孝和 (TANAKA TAKAKAZU)
姫路獨協大学・法学部・准教授
研究者番号：90441328

長内 祐樹 (OSANAI HIROKI)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：00579617